

67—00 P

特許異議の申立て

1. 制度の趣旨

特許異議申立制度は、特許付与後の一定期間に限り、広く第三者に特許の見直しを求める機会を付与し、申立てがあったときは、特許庁自らが当該特許処分の適否について審理し、当該特許に瑕疵があるときは、その是正を図ることにより、特許の早期安定化を図る制度である。

【無効審判制度との比較】

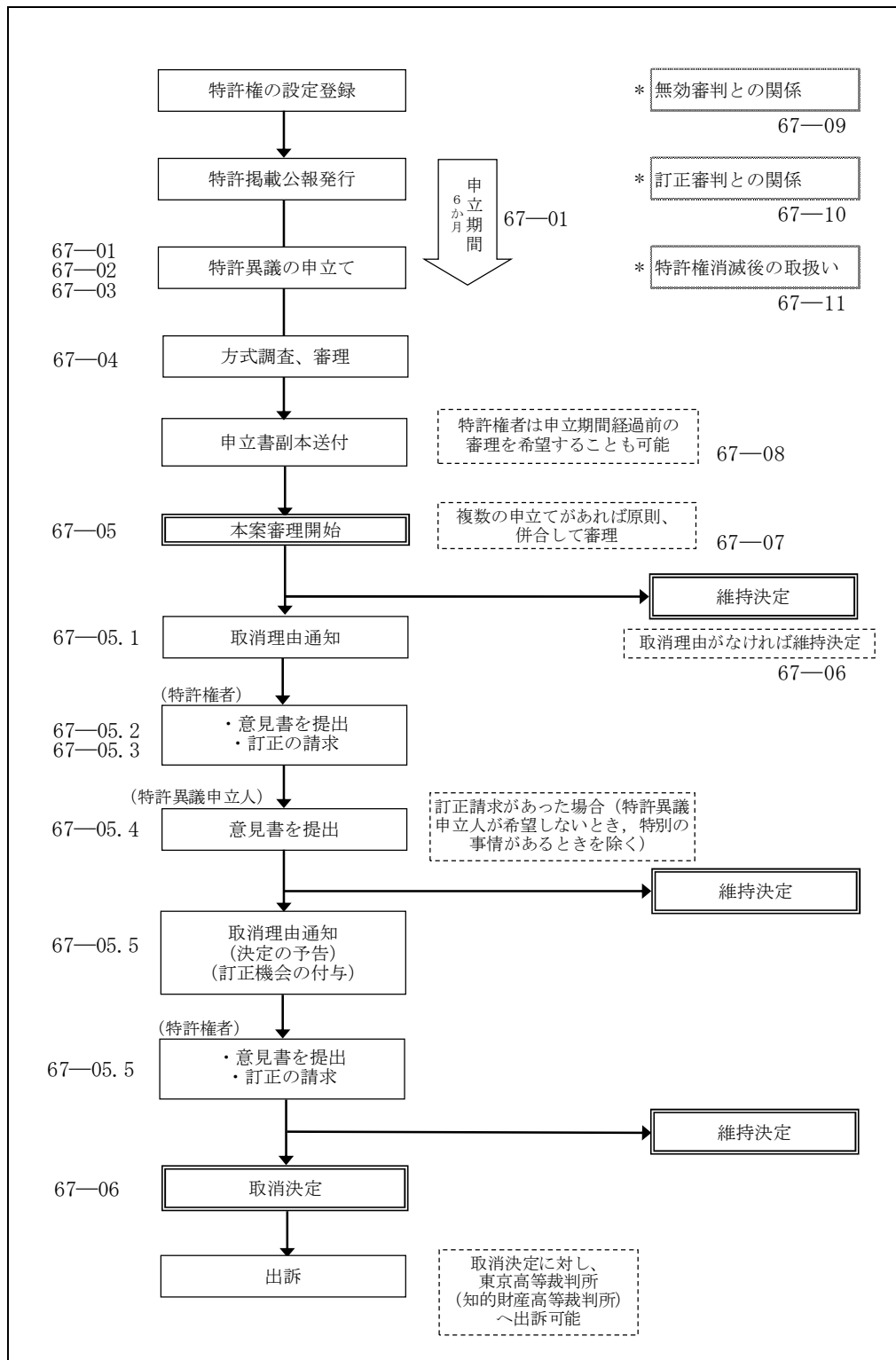
	特許異議申立制度	特許無効審判
制度趣旨	特許の早期安定化を図る	特許の有効性に関する当事者間の紛争解決を図る
手続	査定系手続(原則として特許庁と特許権者との間で進められる)	当事者系手続(審判請求人と被請求人(特許権者)との間で進められる)
申立人・請求人の適格	何人も(匿名は不可)	利害関係人のみ
申立て・請求の期間	特許掲載公報発行の日から6月以内(権利の消滅後は不可)	設定登録後いつでも(権利の消滅後でも可能)
申立て・請求及びその取下げ	請求項ごとに可能 取消理由通知後の取下げは不可	請求項ごとに可能 答弁書提出後の取下げは相手方の承諾があれば可能
異議理由 無効理由	①公益的事由(新規性、進歩性、明細書の記載不備等)	①公益的事由(新規性、進歩性、明細書の記載不備等) ②権利帰属に関する事由(冒認出願、共同出願違反) ③特許後の後発的事由(権利享有違反、条約違反)

審理方式	書面審理(口頭審理は不可)	原則口頭審理(書面審理も可)
複数申立て・ 事件の扱い	原則併合して審理	原則は併合せず、事件ごとに審理
決定・審決の 予告	取消決定の前に、取消理由の通知 (決定の予告)	請求成立(無効審決)の前に、審決 の予告
決定・審決	特許の取消し若しくは維持 又は申立て却下の決定	請求の成立若しくは不成立 又は却下の審決
不服申立て	取消決定に対して、特許権者は、特 許庁長官を被告として東京高等裁 判所(知的財産高等裁判所)に出訴 可能 維持決定及び申立て却下の決定に 対する不服申立ては不可	審判請求人及び特許権者の双方と も、相手方を被告として、東京高等裁 判所(知的財産高等裁判所)に出訴 可能
料金	16,500 円+(申立てた請求項の数× 2,400 円)	49,500 円+(請求した請求項の数× 5,500 円)

2. 適用対象

平成 27 年 4 月 1 日以降に特許掲載公報の発行がされた特許について、特許異議の申立ての適用対象とする(平成 26 年法律第 36 号附則 § 2⑩, 平成 27 年政令第 25 号)。

特許異議申立制度の手続フロー



※図中の数字(例:67-01)は、関連する記載のある箇所(節)を示す。

(追加 H27.2)